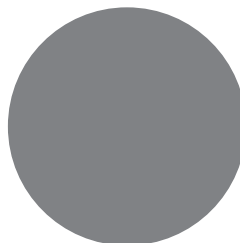




第50回定時株主総会 招集ご通知 Zenken株式会社

(証券コード：7371)



開催日時 2026年9月29日(火曜日) 午前10時

開催場所 東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ 森JPタワー34階
Hills House Sky Room

決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額及び内容決定の件

議決権行使期限

2026年9月28日(月曜日)午後6時10分

CONTENTS

第50回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

株主総会資料の電子提供制度

会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の提供は、紙媒体から原則ウェブサイトに変更となりました。

但し、当社では、資料を従来どおり紙媒体にて株主の皆様へ提供いたします。

なお、株主総会資料の一式は、本招集ご通知でご案内のウェブサイトでご確認いただけます。

証券コード 7371

2026年9月11日

(電子提供措置の開始日 2026年9月7日)

株 主 各 位

東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ森JPタワー

Z e n k e n 株式会社

代表取締役
社 長

林 順 之 亮

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.zenken.co.jp/ir/irlibrary/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください)



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により事前の議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知3～5頁に記載のご案内に従い、2026年9月28日（月曜日）午後6時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区麻布台一丁目3番1号
麻布台ヒルズ 森JPタワー34階
Hills House Sky Room
3. 目的事項
報告事項
1. 第50期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第50期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のため
の報酬の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つがございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年9月29日（火曜日）
午前10時（開場：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後6時10分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）
午後6時10分到着分まで

- 各議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、議決権行使書用紙右下記載のQRコードを読み取ることで議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます（この方法での議決権行使は1回に限り可能です）。

(2) 議決権の行使期限は、**2026年9月28日（月曜日）午後6時10分まで**となっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、中期経営計画『Road to 250』の実現に向けた成長事業の推進及び経営体制の一層の強化を図るため、取締役を2名増員し、社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、社外取締役渡辺紀子氏は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任いたします。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はやし じゅんのすけ 林 順之亮 (1965年7月20日生)	1984年4月 インターナショナルラーニングシステムズジャパンリミテッド 1992年3月 株式会社ライトスタッフ 1997年4月 株式会社アントレ設立 代表取締役 2001年12月 サイバーイ株式会社（現 当社）事業部長 株式会社平成健康物語設立 2004年11月 （現 株式会社シェアリング・ビューティー）代表取締役 2006年1月 当社入社 2013年10月 当社常務取締役 2014年6月 当社代表取締役社長（現任） 2015年7月 ハピライズ株式会社 （現 株式会社サンマリエ）代表取締役	1,388,900株
(選任理由) 林順之亮氏は、当社の主力事業であるWEBマーケティング事業を立ち上げ軌道に乗せるなど、事業推進において大きな成果を挙げてまいりました。2014年には当社代表取締役社長に就任し、以降は経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務全般を統括・指揮しております。 また、中期経営計画『Road to 250』の初年度である第50期においては、グループ全体の事業を牽引し、増収増益を実現しております。 これらの実績を踏まえ、同氏は当社経営トップとしての豊富な経験と実績に裏打ちされた高い経営判断力及び執行能力を有しており、引き続き中期経営計画の実現に向けて、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上への一層の貢献が期待できることから、取締役候補者として選任するものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	まつしま せいご 松島 征吾 (1973年11月19日生)	1994年 4 月 株式会社ライトスタッフ 2005年 6 月 当社入社 2006年12月 当社営業部長 2016年 5 月 当社取締役eマーケティング 事業本部長 2023年10月 当社取締役人材戦略統括本部長 2025年 7 月 当社取締役バリュークリエイション 本部長（現任）	328,300株
(選任理由) 松島征吾氏は、当社の主力事業であるWEBマーケティング事業の成長に貢献してまいりました。2016年には同事業の担当取締役就任後、その後は人材戦略統括本部長として組織・人事戦略を担当し、第50期からはバリュークリエイション本部長として事業横断の価値創出に取り組んでおります。 同氏は、当社事業全般に関する幅広い知見と経験を活かし、各事業の成長を力強く推進することで、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として選任するものであります。			
3	もとむら たつる 本村 丹努琉 (1980年4月13日生)	2003年 4 月 TMコーポレーション株式会社 2006年 7 月 株式会社グリムス 2009年 5 月 当社入社 2014年 4 月 当社eマーケティング事業本部 バリューイノベーション事業部長 2023年10月 当社取締役eマーケティング 事業本部長 2025年 7 月 当社取締役グローバルニッチトップ 事業本部長（現任）	161,100株
(選任理由) 本村丹努琉氏は、当社の主力事業であるWEBマーケティング事業の更なる成長に貢献してまいりました。2014年に同事業の事業部長に就任後、豊富な現場経験を活かして事業拡大を推進し、2023年からは担当取締役として、第50期においてマーケティングセグメントの増収増益を牽引しております。 同氏は、WEBマーケティング事業に関する幅広い知見と経験を有しており、今後も当社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に寄与することが期待されることから、取締役候補者として選任するものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	うえおく よしかず 上奥 由和 (1968年6月10日生)	1997年 7 月 株式会社ワット・トラベル (現 GIO CLUB株式会社) 2002年 4 月 株式会社エル・インターフェース 2005年 2 月 当社入社 2019年 6 月 一般社団法人海外留学協議会 理事 2019年 9 月 当社取締役リンゲージ事業本部 (現 グローバル教育事業本部) 長 (現任) 2022年 4 月 全研ケア株式会社代表取締役 (現任) 2023年 6 月 一般社団法人海外留学協議会 代表理事 (現任) 【重要な兼職の状況】 全研ケア株式会社 代表取締役 一般社団法人海外留学協議会 代表理事	126,100株
(選任理由) 上奥由和氏は、2019年に教育事業の担当取締役に就任し、同事業の安定化に貢献してまいりました。第50期においては費用構造の見直しを進め、教育事業の収益性改善と海外人材セグメントの増収増益に寄与するとともに、連結子会社である全研ケア株式会社の代表取締役として、介護分野における海外人材の受入・定着支援体制の整備を担っております。 同氏は、教育事業及び海外人材事業に関する幅広い知見と経験を有しており、今後も会社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として選任するものであります。			
5	ぎょうてん くにあき 業天 邦明 (1979年11月15日生)	2005年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 2016年 8 月 経済産業省 2018年 9 月 有限責任監査法人トーマツ 2019年 1 月 当社入社 経理部長 2024年 9 月 当社取締役管理本部長 (現任)	11,300株
(選任理由) 業天邦明氏は、公認会計士として培った幅広い知識と経験を有しており、2019年に当社へ入社後、上場準備・達成に大きく貢献してまいりました。2024年に取締役管理本部長に就任し、経営管理体制の整備・運用及び財務報告の信頼性の確保に取り組んでおります。 同氏は、当社事業に対する深い理解と会計・財務における高い専門性を活かし、会社の持続的成長及び中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待されることから、取締役候補者として選任するものであります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 【新任】	まつしま かずひろ 松島 一浩 (1976年9月15日生)	1999年 4 月 株式会社早稲田アカデミー入社 2011年 3 月 当社入社 2023年10月 当社ヒューマンキャピタル事業部部長 2025年 7 月 当社ヒューマンキャピタル事業本部長 (現任)	一株
(選任理由) 松島一浩氏は、2011年の当社入社以来、WEBマーケティング事業に従事し、2023年10月にヒューマンキャピタル事業部部長、2025年7月に同事業本部長として、同事業の拡大を牽引してまいりました。第50期においては、顧客の採用力の強化や従業員エンゲージメントの向上を支援する人的資本マーケティング分野の強化を進め、マーケティングセグメントの増収増益に寄与しております。 同氏は、人材関連事業に関する豊富な実績と事業運営に関する幅広い知見を有しており、中期経営計画『Road to 250』の実現に向けた成長事業の推進への貢献が期待されることから、新たに取締役候補者として選任するものであります。			
7 【新任】	たなか しほ 田中 志穂 (1984年3月9日生)	2006年 4 月 株式会社ユナイテッドアローズ入社 2010年 8 月 株式会社ディ・ポップス入社 2017年 9 月 当社入社 2023年10月 当社ダイバーシティ事業部部長 2024年 7 月 当社海外人材事業本部長 (現任)	5,000株
(選任理由) 田中志穂氏は、2017年の当社入社以来、海外人材の紹介・定着支援事業に従事し、2023年10月にダイバーシティ事業部部長、2024年7月に海外人材事業本部長として、同事業の成長を牽引してまいりました。第50期においては、海外のエンジニア人材の紹介・定着支援を拡充し、海外人材セグメントの増収増益に寄与しております。 同氏は、海外人材事業に関する深い知見と高い実行力を有しており、中期経営計画『Road to 250』の実現に向けた海外人材セグメントの更なる拡大への貢献が期待されることから、新たに取締役候補者として選任するものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8 【新任】	もりもと ち か こ 森本 千賀子 (1970年7月9日生)	1993年 4 月 株式会社リクルート人材センター (現 株式会社リクルート) 入社 2012年 4 月 株式会社リクルートエグゼクティブエージェント 転籍 2017年 3 月 株式会社morich設立 代表取締役 (現任) 2019年10月 株式会社morich-To設立 代表取締役 (現任) 2021年10月 株式会社ヒーロープロデューサー 社外取締役 (現任) 2022年 4 月 SHE株式会社社外取締役 (現任) 2022年 5 月 コクー株式会社社外取締役 (現任) 2022年 7 月 株式会社 and morich設立 代表取締役 (現任) 2023年 6 月 ITbookホールディングス株式会社 (現 SAAF ホールディングス株式会社) 社外取締役 (現任) 2023年11月 ARアドバンステクノロジー株式会社 取締役 (現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社morich 代表取締役 株式会社morich-To 代表取締役 株式会社 and morich 代表取締役 株式会社ヒーロープロデューサー 社外取締役 SHE株式会社 社外取締役 コクー株式会社 社外取締役 SAAFホールディングス株式会社 社外取締役 ARアドバンステクノロジー株式会社 取締役	一株
(選任理由及び期待される役割の概要) 森本千賀子氏は、リクルートグループにおいて約24年にわたり、大手からベンチャーまで幅広い企業に対する人材戦略コンサルティング及びエグゼクティブ層の採用支援に従事し、2017年に株式会社morichを設立、同社代表取締役として人材領域を中心に活動しております。また、複数の会社において社外取締役を務めております。 同氏は、人材領域における卓越した知見と幅広い経営者ネットワークを有しており、業務執行から独立した客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性を検証し、経営の監督機能の強化に重要な役割を果たすことが期待されることから、社外取締役候補者として選任するものであります。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 森本千賀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、森本千賀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 森本千賀子氏が、2023年6月から社外取締役を務めるSAAFホールディングス株式会社（2024年9月にITbookホールディングス株式会社から商号変更）において、同社元代表取締役等による経費の不正使用等の事実が判明し、同社は2026年3月に特別調査委員会を設置の上、2026年6月11日付で調査報告書を公表しております。同氏は、当該事実の発生を認識しておりませんでした。判明後は、取締役会において事実関係の調査及び報告を求め、特別調査委員会の設置の決定に関与するとともに、同委員会の調査に協力し、現在は調査報告書の提言を踏まえた再発防止策の策定・実施の監督に取り組んでおります。
5. 森本千賀子氏が社外取締役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づく責任限定契約を締結する予定であります。この契約内容の概要は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とするというものであります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。各取締役候補者は、選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 代表取締役社長である林順之亮氏の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ICが保有する株式数を含んでおります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役上原浩一氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
うえはら こういち 上原 浩一 (1961年6月9日生)	1985年4月 タイムティー・アイ・コミュニケーションズ株式会社 2006年2月 当社入社 2007年10月 当社タイムライフ事業部長 2012年4月 当社コーポレート事業部長 2017年2月 当社内部監査室長 2022年9月 当社常勤監査役（現任）	一株
(選任理由) 上原浩一氏は、当社入社以来、法人向け語学研修等を行うコーポレート事業部の部長など、事業部門の責任者を歴任し、2017年からは内部監査室長として内部統制の整備・運用に携わった後、2022年より常勤監査役として適切な監査を遂行しております。 同氏は、当社業務及び経営管理体制に関する深い理解と内部監査業務を通じて培った豊富な経験を有しており、引き続き当社監査体制の実効性確保への貢献が期待されることから、監査役候補者として選任するものであります。		

(注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。監査役候補者は、選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます）の報酬等は、現在、固定報酬である金銭報酬のみとなっております。対象取締役の報酬等の額につきましては、2019年9月30日開催の第43回定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません）とご承認いただいております。

今般、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます）を導入したいと存じます。特に、新たに経営に加わる取締役を中心として、経営参画意識を早期に醸成するとともに、中長期的な業績向上への強いコミットメントを引き出すための報酬体系として本制度を設計しております。

つきましては、上記の金銭報酬の枠とは別枠として、対象取締役に対し、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

2. 支給する金銭報酬債権の総額

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内といたします。

なお、本金銭報酬債権は、割当契約に定める4年間の役務提供の対価として一括して支給することを想定しており、実質的には1事業年度当たり50百万円を超えない範囲での支給に相当すると考えております。当該株式の譲渡制限は4年間にわたり段階的に解除される設計であり、本制度は当該役務提供予定期間におけるリテンション効果及び中長期的な企業価値の向上への貢献に応じた報酬として位置づけております。

3. 本議案の内容の相当性

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりませんが、取締役の報酬等の額は、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議に基づき代表取締役社長の林順之亮氏に一任し、同氏が各取締役の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであり、また、管理部門を管掌する取締役が報酬原案を作成する等、委任された権限が適切に行使されるための措置を講じております。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与につきましては、本総会でご承認いただく枠の範囲内で、取締役会の決議により対象取締役ごとの割当株式数を決定いたします。

本議案は、対象取締役に對して当社の企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブを付与するために必要かつ合理的な内容であり、また、対象取締役に1年間に発行又は処分される株式の総数が発行済株式総数（2026年6月30日現在）に占める割合は約1.3%にとどまります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

4. 対象取締役の員数

現在の取締役は6名（うち、社外取締役1名）であり、第1号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象取締役は7名となります。

5. 譲渡制限付株式の概要及び数の上限

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年160,000株以内とします。なお、上記の株式の総数は、4年間の役務提供の対価として一括して交付する場合を想定したものであり、実質的には1事業年度当たり40,000株を超えない範囲での付与に相当すると考えております。

但し、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

6. 譲渡制限付株式割当契約の内容

上記による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日（以下「本割当日」という）から4年間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

(2) 対象取締役が、本割当日から4年間（以下「役務提供予定期間」という）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は使用人を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の4分の1ずつについて、本割当日から1年が経過するごとに譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって景気は緩やかな回復基調が続いております。先行きにつきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、一方で、中東情勢の影響や金融資本市場の変動の影響等により、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、WEBマーケティング事業を中心とした「マーケティング」セグメント、海外のエンジニア人材・介護人材等を日本企業へ紹介等を行う人材事業と教育事業（語学研修・教育、留学斡旋等）を営む「海外人材」セグメント、保有不動産の賃貸事業を行う「不動産」セグメントの3つのセグメントにおいて事業展開を進めてまいりました。

また、2026年6月期から2030年6月期までの5ケ年を対象とした中期経営計画『Road to 250』を策定し、企業価値の最大化と持続的成長の実現に向けた具体的な道筋を明示いたしました。

本計画では、海外人材セグメントの更なる成長を中核に据えるとともに、マーケティングセグメントにおいても市場環境の変化を的確に捉え、当社独自のノウハウを活かした新たな価値提供の強化を図ってまいります。加えて、株主還元の強化、M&A戦略の推進、資本効率の向上といった経営基盤の強化にも注力いたします。そして、2030年6月期の目標として連結売上高130億円、連結営業利益30億円等の達成を掲げるとともに、東証プライム市場への上場を視野に入れた企業体質の進化を目指してまいります。

WEBマーケティング業界については、インターネット広告費の成長率（前年比110.8%）が広告費全体の成長率（前年比105.1%）を上回り広告全体を牽引していることが示されたように（出所：株式会社電通「2025年 日本の広告費」）、成長性の高い業界であると考えられます。但し、例えば単純なSEO対策といった差別化しにくい均質的なサービスによる競争に陥ることなく、差別化されたサービスを提供できることが事業成長のための重要な要件に

なっており、その差別化されたサービスに関する高度なノウハウの蓄積とそれを実現する制作体制の充実が競争力の源泉となる状況が続いていると認識しております。

そのような環境下で、当社グループにおいては、ニッチな商品・サービスの集客に特化したメディアの制作・運用をWEBマーケティング事業の柱としてきました。これまでに累計8,400件を超える専門メディアを制作し、クライアント企業の商品・サービスの特徴と合致するニーズを持つユーザーをマッチングさせる制作技術とノウハウの蓄積を進めてきました。加えて、生成AIの活用を全社的な取組としながらも、WEB上にはない取材情報に基づいた専門メディアを制作・運用していることが特徴となっております。その結果、この分野においては、他に強い競合がいると意識することなく事業拡大に注力できるほか、海外のユーザーをマッチングさせる海外集客メディアの展開や人的資本マーケティング分野への参入等、事業領域の拡大を進めております。

海外人材については、日本国内における労働力は毎年逼迫してきており、需要は増えていくものと考えられます。例えば、国内のIT人材は2030年には最大で79万人、中位シナリオで約45万人（出所：経済産業省「IT人材需給に関する調査」（2019年3月））も人手が不足すると見込まれるほど人手不足が慢性化しております。また、海外人材採用を促進する政策は、特定技能外国人の2024年から5年間の受け入れ枠が82万人とそれまでの約2.4倍になるなど強化されてきております。そして、需要が増えていくなかで、今後、海外人材を紹介する企業は増加していくものと予想されます。海外人材の紹介においては、海外において日本で働く意向を持つ優秀な人材をいかに確保し、日本で就業した後には定着に向けて支援することができるかが、競争力と事業成長の鍵になると思われます。

そのような環境下で、当社グループは、海外のエンジニア人材輩出地の中でも教育水準・将来的な人材供給力等の観点からインド南部の都市ベンガルールに着目し、拠点を設けて事業化に取り組んできました。そこでは、現地の大学と提携してジャパンキャリアセンターを設けるなど、日本での就職を希望する卒業予定者等を累計で3万人以上集めております。今後は、日本国内の就業先の開拓に本格的に取り掛かり、定着に向けた支援を行ってまいります。また、介護人材不足に対応するために、主にインド、インドネシアの介護分野における特定技能外国人を現地の政府系機関や人材送出機関と提携し、日本国内の介護施設への紹介を進めております。そして、介護福祉士の資格取得を目指した5年間にわたる独自の日本語教育プログラムも提供し、長く日本で活躍することができる人材の育成の支援も行っております。2024年8月からは、インドの政府系機関とのネットワークを活用し、宿泊施設向けの特定技能外国人の紹介に向けた協働等も開始するなど、紹介可能な分野の拡大を進めております。

以上のような状況の下、当連結会計年度の売上高は5,815,228千円と前期と比べ278,303千円（5.0％）の増収、営業利益は685,687千円と前期と比べ299,320千円（77.5％）の増益、経常利益は732,579千円と前期と比べ332,259千円（83.0％）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は532,824千円と前期と比べ190,633千円（55.7％）の増益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① マーケティングセグメント

当セグメントでは、主に「WEBマーケティング事業」として、顧客のWEB検索市場におけるマーケティング戦略に向けて、ニッチな商品・サービスに特化した専門メディアの制作・運用を通じた集客支援を中心に行っております。

当連結会計年度においては、主に専門メディアの少ないニッチな市場（例えば、電機・機械等のBtoBの業種）向けを中心に231件（前期比62件減）のメディアを新規公開するとともに、931件（前期比47件減）のメディアを運用しております（平均継続期間47.7ヶ月）。売上高においては、これらの件数が減少した一方で、採用力の強化や従業員エンゲージメントの向上を支援する人的資本マーケティング分野への参入と強化を進めたこと等により増収となりました。

その結果、売上高は3,768,195千円と前期と比べ57,904千円（1.6%）の増収、セグメント利益は979,175千円と前期と比べ30,661千円（3.2%）の増益となりました。

② 海外人材セグメント

当セグメントは、人材事業と教育事業から成り立っております。人材事業では、主にエンジニア・介護業界向け等の海外人材の紹介・定着支援を行っております。また、教育事業では、法人向け語学研修、留学斡旋や日本語教育等を行っております。

人材事業における当連結会計年度の売上高は、870,941千円と前期と比べ239,960千円（38.0%）の増収となりました。これは主に、海外のエンジニア人材、介護人材の紹介等が好調に推移し、紹介料収入等が増加したことによるものです。エンジニア人材の紹介については、採用イベントを56回（前期比8回増）実施し、内定受領者は149名（前期比25名増）となりました。これらの内定受領者に対して、入社前の日本語教育を約1年間にわたり実施してまいります。介護人材については、入職者の増加に加え、入職後の登録支援機関としての登録者や日本語教育プログラムの受講者がいずれも増加となりました。

教育事業における当連結会計年度の売上高は、707,097千円と前期と比べ20,178千円（2.8%）の減収となりました。これは、法人向け語学研修事業等において受注の伸び悩み等があったことによるものです。なお、費用の見直しを進め、利益の改善を進めております。

その結果、売上高は1,578,038千円と前期と比べ219,782千円（16.2%）の増収、セグメント利益は137,490千円と前期と比べ72,676千円（112.1%）の増益となりました。

③ 不動産セグメント

当セグメントにおきましては、「全研プラザ」、「Zenken Plaza II」の賃貸を中心に行っており、高稼働を維持しております。

その結果、不動産セグメントの売上高は467,790千円と前期と比べ623千円（0.1％）の増収、セグメント利益は321,285千円と前期と比べ4,583千円（1.4％）の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社グループが、事業を拡大、経営の強化を実現していく上で、必要な人材の継続的な確保と育成は最重要課題の一つです。多様なバックグラウンドを活かして、様々な挑戦を続け、自ら主体性をもって決断し、あらゆる課題解決の立役者になれる人材を採用・育成するとともに、多様な人材がそれぞれの特性や能力を最大限に活かせるような社内環境の整備にも取り組んでまいります。

② 事業構造の転換

当社は、WEBマーケティング事業の更なる拡大を目指しつつ、成長市場である人材領域として、特に海外のエンジニア・介護・宿泊等での海外人材事業の拡大に取り組み、新たな収益事業の成長を加速することを課題としております。マーケティングセグメントにつきましては、従来のWEBマーケティングによる国内集客支援に加え、海外集客支援や集客後の成約に至るまでのトータルコンサルティングにより顧客成果の最大化を目指すことで、一層の事業成長を図ってまいります。海外人材セグメントにつきましては、エンジニアリング、介護・宿泊等の領域を最重要ターゲットに定めており、深刻化する人材不足への対応として、地方自治体や地方銀行等との連携を強化し、人材不足に課題を抱える企業等と就労意欲の高い海外人材のマッチング機会の創出により、海外人材セグメントの成長スピードを加速させてまいります。これらの取組が、当社グループの収益源の多様化に繋がると考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第47期 (2023年6月期)	第48期 (2024年6月期)	第49期 (2025年6月期)	第50期 (2026年6月期)
売 上 高	7,058,312 千円	5,627,103 千円	5,536,925 千円	5,815,228 千円
経 常 利 益	884,686 千円	390,835 千円	400,320 千円	732,579 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	426,991 千円	243,537 千円	342,190 千円	532,824 千円
1株当たり当期純利益	35.49 円	20.07 円	28.19 円	43.79 円
総 資 産	14,370,710 千円	14,287,982 千円	14,492,197 千円	15,315,723 千円
純 資 産	12,354,756 千円	12,233,254 千円	12,370,839 千円	12,752,648 千円
1株当たり純資産額	1,010.43 円	1,009.11 円	1,017.50 円	1,047.18 円

(注) 第47期に連結子会社であった株式会社サイシードを売却した影響等もあり、第48期は減収減益になりました。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
全研ケア株式会社	80,000 千円	100.0 %	海外人材

(7) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
マーケティングセグメント	・WEBの集客メディアのコンサルティング、制作、編集、運用までをワンストップで提供するWEBマーケティング事業
海外人材セグメント	・主に海外のエンジニア人材・介護人材等を日本企業へ紹介等を行う人材事業 ・法人向け語学研修、留学斡旋、日本語学校の運営等を行う教育事業
不動産セグメント	・当社が所有するオフィス用ビル「全研プラザ」及び「Zenken Plaza II」の賃貸

(8) 主要な営業所（2026年6月30日現在）

本 社	東京都港区	
オ フ イ ス	グローバル教育事業本部名古屋オフィス	（愛知県名古屋市）
	グローバル教育事業本部大阪オフィス	（大阪府大阪市）
	バリュークリエイション本部沖縄オフィス	（沖縄県那覇市）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
450名	16名減

（注）上記の人数には臨時従業員の人数を含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	317,072 千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	80,221 千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	47,237 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 44,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,178,100株（自己株式170,000株を除く）
- (3) 株主数 5,759名
- (4) 大株主（2026年6月30日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉 澤 信 男	5,290,000 株	43.43 %
株式会社 I C	700,000	5.74
林 順 之 亮	688,900	5.65
株式会社フルキャストホールディングス	439,100	3.60
内 藤 征 吾	333,152	2.73
松 島 征 吾	328,300	2.69
水 元 公 仁	325,900	2.67
本 村 丹 努 琉	161,100	1.32
株式会社アームフィールド	139,700	1.14
鷲 谷 将 樹	129,600	1.06

- (注) 1. 株式会社 I Cは当社代表取締役社長である林順之亮氏が株式を保有する資産管理会社であります。
2. 当社は、自己株式170,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
新株予約権の行使により発行済株式の総数が20,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	林 順 之 亮	
取 締 役	松 島 征 吾	バリュークリエイション本部長
取 締 役	本 村 丹 努 琉	グローバルニッチトップ事業本部長
取 締 役	上 奥 由 和	グローバル教育事業本部長 全研ケア株式会社 代表取締役 一般社団法人海外留学協議会 代表理事
取 締 役	業 天 邦 明	管理本部長
取 締 役	渡 辺 紀 子	ハイドリック&ストラグルズジャパン合同会社 パートナー
常 勤 監 査 役	上 原 浩 一	
監 査 役	高 橋 卓	CXO倶楽部株式会社 代表取締役 CXOコンサルティング株式会社 代表取締役
監 査 役	勝 連 孝 司	株式会社タビグラ 代表取締役 レガリア法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 渡辺紀子氏は社外取締役であります。
2. 高橋卓氏及び勝連孝司氏は社外監査役であります。
3. 取締役渡辺紀子氏及び監査役高橋卓氏並びに監査役勝連孝司氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 取締役渡辺紀子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役高橋卓氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 監査役勝連孝司氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、全ての取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその地位に基づく職務の遂行に起因して損害賠償請求がなされた場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害について填補の対象とするものであります。但し、被保険者の故意による背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為又は故意による法令違反の場合等、保険契約に定められた免責事由に該当する損害は填補の対象となりません。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年9月30日開催の第43回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2017年9月28日開催の第41回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で取締役会の決議に基づき代表取締役社長の林順之亮氏に一任し、代表取締役社長の林順之亮氏は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。なお、管理部門を管掌する取締役が報酬原案を作成する等、委任された権限が適切に行使されるための措置を講じております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	117,564 (4,200)	117,564 (4,200)	－	－	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,780 (6,600)	12,780 (6,600)	－	－	3 (2)

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	渡 辺 紀 子	当事業年度において開催の取締役会20回全てに出席しました。セールス&マーケティングを中心としてグローバルビジネスの経験、人材紹介、コンサルティング業務等に関する活動経験など幅広い経験と深い知識から適宜発言を行っております。取締役会において客観的・専門的な視点から提言を行い、経営の監督に適切な役割を果たし、期待に応えております。
監査役	高 橋 卓	当事業年度において開催の取締役会20回全て、監査役会12回全てに出席しました。企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から適宜発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	勝 連 孝 司	当事業年度において開催の取締役会20回全て、監査役会12回全てに出席しました。弁護士として専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,000	千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000	千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた会計監査計画の内容、前年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況及び報酬の前提となる見積りの算出根拠などを精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、経営上重要な課題である取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について取締役会で決定し、厳格な運用を行うものとしします。なお、本方針は当社の全役職員に適用されるものとしします。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社は、法令を遵守し、社会規範に沿った事業活動を行うことを念頭に、企業理念や行動指針を定め、業務を適正に遂行するために「リスク・コンプライアンス規程」等の社内規程の整備を実施し、周知徹底を図ります。
- ・ 前項のコンプライアンス体制の継続的な強化のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、必要な場合は社外専門家も含めた体制で関連制度の整備、見直しを行っております。
- ・ 内部監査室を設置し、コンプライアンスの状況について内部監査を行い代表取締役社長に報告します。
- ・ 監査役は、取締役の職務執行、内部統制システムの整備・運用状況等を、独立した立場で監査します。
- ・ 社内及び外部の法律事務所を窓口とする内部通報窓口を設置することにより、不正行為について情報を迅速に把握し、対処することとします。
- ・ 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で組織的な対応を行うため、「反社会的勢力排除規程」を制定し、周知徹底を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録をはじめとする重要な文書及び情報等を、法令及び「文書保管管理規程」等の社内規程に従って適切に保存・管理します。取締役及び監査役は必要に応じこれらの書類を閲覧することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 環境、災害、情報等、事業運営上の様々なリスクを把握し未然に防止するため、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。半年に1回定期開催されるリスク・コンプライアンス委員会ではリスクの洗い出し、未然防止策を構築するとともに、リスクが表面化した際の迅速な対応、再発防止も含めリスクを総括的かつ個別的に管理します。必要に応じて臨時のリスク・コンプライアンス委員会も開催しております。情報セキュリティについては、関連規程を整備し、取締役及び従業員に対し、情報の取扱い・漏洩防止について周知徹底しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、原則として毎月開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し戦略決定、重要な業務執行の決定等を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。業務の執行については、社内規程を定めることにより組織、業務分掌、職務権限等を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適切な意思決定、職務執行を行うことにより、職務の効率的な執行体制を確保します。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社は、子会社を統括する主管部署を定め、独立性を尊重しつつ連結会社経営に関する社内諸規程に従い経営管理及び指導に当たり、原則として取締役や監査役を派遣して業務の適正を確保します。
- ・ 子会社における経営上の重要事項に関しては、当社へ報告させるとともに、当社の事前承認を要する事項について取り決めて効率的な体制を構築します。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長の指揮のもと、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な場合は是正を行うとともに、金融商品取引法及び関連法令との適合性を確保します。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社は、監査役の求めにより監査役の職務補助に専従する従業員を配置するものとし、当該従業員は専属として監査役の指揮・命令に従うものとします。なお、人事（評価・異動等）については監査役の同意を得るものとします。当社は、従業員を含む監査役の執行費用（設備・施設含む）について予算を策定します。
- ⑧ 取締役及び従業員による監査役への報告体制等
- ・ 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
 - ・ 当社及び子会社の取締役及びその他の役職者は、当社及び子会社の業務執行及び事業運営上に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項、又は決定の内容及び結果について監査役に報告するものとします。重要事項には、内部統制システムに関する事項も含まれます。
 - ・ 当社及び子会社の役職員は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実があることを発見したときは、遅滞なく監査役に報告するものとします。また、報告を行ったことを理由として、その報告者に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役職員に周知徹底することとします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人と定期的な意見交換を行うと同時に、内部監査室と緊密に連携して業務を執行することとします。
 - ・ 代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び監査業務の品質向上を図ります。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備します。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・取締役会（20回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議及び報告を行っております。また、監査役会（12回開催）は、監査方針や監査計画などを決定するほか、取締役の職務執行や法令遵守について監査等を行っております。
- ・リスク・コンプライアンス委員会を開催し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を議論するなど、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。また、役員や使用人に対するコンプライアンスの理解を深めるため、リスク・コンプライアンス研修等を行っております。
- ・「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営管理体制を統括し、子会社の経営状況を当社役員に共有しております。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しております。
- ・監査役は、内部監査室から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて指示を出すなど組織的監査により内部統制システムが有効に運用されているか厳正にチェックしております。また、四半期に一度、監査法人より報告を受けております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長投資による事業拡大を目指すと同時に、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。配当につきましては、原則として減配は行わず配当の維持若しくは増配を実施する「累進配当」を基本方針といたします。具体的には、配当の安定性と利益還元の双方を重視し、DOE2.5%と連結配当性向50%のいずれか高い方を基準として配当を行います。

- (注) 1. DOE（連結株主資本配当率）は、当期における年間配当総額を、連結株主資本で除して算出し、%表示しております。
2. 業績に大きな影響を与える特別利益や特別損失が発生した場合には、配当金の安定性を考慮して、特別利益・特別損失の影響を除外して配当金額を定めることがあります。
3. 企業買収等により連結株主資本の金額に大きな影響がある場合は、配当方針の趣旨を継続しながら基準について見直すことがあります。

なお、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記のほかにも基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議では定めず、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

上記方針のもと、当事業年度につきましては、2026年8月14日開催の取締役会において、期末配当金は1株当たり27.00円（連結配当性向61.7%）とすることを決議いたしました。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとしていくこととしております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                       | 金 額        |
|-------------------|------------|---------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |            | (負 債 の 部)                 |            |
| 流 動 資 産           | 5,649,125  | 流 動 負 債                   | 1,800,491  |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,481,361  | 未 払 金                     | 806,755    |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 1,927,479  | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 134,304    |
| 棚 卸 資 産           | 52,373     | 未 払 費 用                   | 63,906     |
| そ の 他             | 187,910    | 前 払 受 金                   | 505,829    |
| 固 定 資 産           | 9,666,598  | 未 払 法 人 税 等               | 155,863    |
| 有 形 固 定 資 産       | 7,252,951  | 賞 与 引 当 金                 | 73,060     |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 2,800,967  | そ の 他                     | 60,772     |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △1,673,582 | 固 定 負 債                   | 762,584    |
| 建物及び構築物（純額）       | 1,127,385  | 長 期 借 入 金                 | 310,226    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 99,815     | 繰 延 税 金 負 債               | 436        |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △47,717    | 長 期 預 り 敷 金               | 294,605    |
| 工具、器具及び備品（純額）     | 52,097     | そ の 他                     | 157,316    |
| 土 地               | 6,019,746  |                           |            |
| リ ー ス 資 産         | 76,337     | 負 債 合 計                   | 2,563,075  |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △22,845    | (純 資 産 の 部)               |            |
| リース資産（純額）         | 53,491     | 株 主 資 本                   | 12,746,448 |
| そ の 他             | 5,131      | 資 本 金                     | 439,950    |
| 減 価 償 却 累 計 額     | △4,901     | 資 本 剰 余 金                 | 623,920    |
| そ の 他 (純 額)       | 230        | 利 益 剰 余 金                 | 11,778,558 |
| 無 形 固 定 資 産       | 608,176    | 自 己 株 式                   | △95,980    |
| 借 地 権             | 602,194    | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 6,199      |
| そ の 他             | 5,981      | その他有価証券評価差額金              | 6,199      |
| 投資その他の資産          | 1,805,470  |                           |            |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,419,533  | 純 資 産 合 計                 | 12,752,648 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 103,408    | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 15,315,723 |
| 敷 金               | 188,926    |                           |            |
| そ の 他             | 125,957    |                           |            |
| 貸 倒 引 当 金         | △32,355    |                           |            |
| 資 産 合 計           | 15,315,723 |                           |            |

# 連結損益計算書

(2025年7月1日から)  
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 5,815,228 |
| 売上原価            |         | 2,294,022 |
| 売上総利益           |         | 3,521,206 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,835,518 |
| 営業利益            |         | 685,687   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取手数料           | 4,467   |           |
| 受取利息及び配当金       | 30,347  |           |
| 助成金収入           | 12,390  |           |
| 貸倒引当金戻入額        | 6,904   |           |
| その他の            | 4,260   | 58,368    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 5,395   |           |
| 為替差損            | 5,388   |           |
| その他の            | 692     | 11,476    |
| 経常利益            |         | 732,579   |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除売却損        | 84      | 84        |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 732,495   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 205,771 |           |
| 法人税等調整額         | △6,100  | 199,671   |
| 当期純利益           |         | 532,824   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 532,824   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |            |         |            |
|---------------------|---------|---------|------------|---------|------------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高           | 439,530 | 623,500 | 11,403,789 | △95,980 | 12,370,839 |
| 当 期 変 動 額           |         |         |            |         |            |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 420     | 420     |            |         | 840        |
| 剰 余 金 の 配 当         |         |         | △158,055   |         | △158,055   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |         | 532,824    |         | 532,824    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |         |            |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 420     | 420     | 374,769    | －       | 375,609    |
| 当 期 末 残 高           | 439,950 | 623,920 | 11,778,558 | △95,980 | 12,746,448 |

(単位：千円)

|                     | その他の包括利益累計額      |                              | 純資産合計      |
|---------------------|------------------|------------------------------|------------|
|                     | 有 価 証 券<br>評価差額金 | そ の 他 の 利 益<br>包 括 累 計 額 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高           | －                | －                            | 12,370,839 |
| 当 期 変 動 額           |                  |                              |            |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     |                  |                              | 840        |
| 剰 余 金 の 配 当         |                  |                              | △158,055   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                  |                              | 532,824    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 6,199            | 6,199                        | 6,199      |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 6,199            | 6,199                        | 381,808    |
| 当 期 末 残 高           | 6,199            | 6,199                        | 12,752,648 |

# 貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額               | 科 目                       | 金 額               |
|------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                   | <b>(負 債 の 部)</b>          |                   |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>5,575,594</b>  | <b>流 動 負 債</b>            | <b>1,780,813</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 3,441,466         | 未 払 金                     | 802,925           |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産      | 1,895,890         | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 134,304           |
| 棚 卸 資 産                | 52,373            | リ ー ス 債 務                 | 2,189             |
| 前 払 費 用                | 80,416            | 未 払 法 人 費 用               | 57,742            |
| 短 期 貸 付 金              | 43,333            | 未 払 法 人 税                 | 155,573           |
| そ の 他                  | 62,113            | 前 受 り 金                   | 505,829           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>9,707,406</b>  | 預 引 当 金                   | 50,726            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>7,125,919</b>  | 賞 与 引 当 金                 | 70,400            |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 2,699,309         | そ の 他                     | 1,122             |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △1,649,442        | <b>固 定 負 債</b>            | <b>707,405</b>    |
| 建物及び構築物（純額）            | 1,049,867         | 長 期 借 入 金                 | 310,226           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 98,832            | リ ー ス 債 務                 | 2,372             |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △46,903           | 長 期 預 り 敷                 | 294,605           |
| 工具、器具及び備品（純額）          | 51,928            | そ の 他                     | 100,202           |
| 土 地                    | 6,019,746         |                           |                   |
| リ ー ス 資 産              | 9,952             |                           |                   |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △5,805            |                           |                   |
| リース資産（純額）              | 4,146             |                           |                   |
| そ の 他                  | 5,131             | <b>負 債 合 計</b>            | <b>2,488,219</b>  |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △4,901            |                           |                   |
| そ の 他（純 額）             | 230               | <b>(純 資 産 の 部)</b>        |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>607,085</b>    | <b>株 主 資 本</b>            | <b>12,788,583</b> |
| 借 地 権                  | 602,194           | 資 本 金                     | 439,950           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 4,891             | 資 本 剰 余 金                 | 623,920           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,974,401</b>  | 資 本 準 備 金                 | 383,900           |
| 投 資 有 価 証 券            | 1,386,697         | そ の 他 資 本 剰 余 金           | 240,019           |
| 関 係 会 社 株 式            | 160,000           | <b>利 益 剰 余 金</b>          | <b>11,820,693</b> |
| 関 係 会 社 出 資 金          | 32,836            | 利 益 準 備 金                 | 14,012            |
| 長 期 貸 付 金              | 30,000            | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 11,806,680        |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金      | 83,275            | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 11,806,680        |
| 繰 延 税 金 資 産            | 103,408           | <b>自 己 株 式</b>            | <b>△95,980</b>    |
| 敷 金                    | 176,872           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>    | <b>6,199</b>      |
| そ の 他                  | 33,666            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 6,199             |
| 貸 倒 引 当 金              | △32,355           |                           |                   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>15,283,001</b> | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>12,794,782</b> |
|                        |                   | <b>負債・純資産合計</b>           | <b>15,283,001</b> |

# 損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から)  
(2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 5,586,641 |
| 売 上 原 価               |         | 2,059,319 |
| 売 上 総 利 益             |         | 3,527,322 |
| 販売費及び一般管理費            |         | 2,835,758 |
| 営 業 利 益               |         | 691,563   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 手 数 料             | 4,467   |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 30,499  |           |
| 助 成 金 収 入             | 2,378   |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 6,904   |           |
| そ の 他                 | 4,260   | 48,509    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 5,395   |           |
| 為 替 差 損               | 5,388   |           |
| そ の 他                 | 692     | 11,476    |
| 経 常 利 益               |         | 728,596   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 84      | 84        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 728,511   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 205,481 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △6,234  | 199,247   |
| 当 期 純 利 益             |         | 529,264   |

# 株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

|                     | 株主資本    |         |          |         |
|---------------------|---------|---------|----------|---------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   |          |         |
|                     |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高           | 439,530 | 383,480 | 240,019  | 623,500 |
| 当 期 変 動 額           |         |         |          |         |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     | 420     | 420     |          | 420     |
| 剰余金の配当              |         |         |          |         |
| 当期純利益               |         |         |          |         |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |         |          |         |
| 当期変動額合計             | 420     | 420     | －        | 420     |
| 当 期 末 残 高           | 439,950 | 383,900 | 240,019  | 623,920 |

(単位：千円)

|                     | 株主資本   |                             |              |         |                | 評価・換算差額等               |                | 純資産合計      |
|---------------------|--------|-----------------------------|--------------|---------|----------------|------------------------|----------------|------------|
|                     | 利益剰余金  |                             |              | 自己株式    | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
|                     | 利益準備金  | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |                        |                |            |
| 当 期 首 残 高           | 14,012 | 11,435,471                  | 11,449,484   | △95,980 | 12,416,534     | －                      | －              | 12,416,534 |
| 当 期 変 動 額           |        |                             |              |         |                |                        |                |            |
| 新株の発行（新株予約権の行使）     |        |                             |              |         | 840            |                        |                | 840        |
| 剰余金の配当              |        | △158,055                    | △158,055     |         | △158,055       |                        |                | △158,055   |
| 当期純利益               |        | 529,264                     | 529,264      |         | 529,264        |                        |                | 529,264    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |                             |              |         |                | 6,199                  | 6,199          | 6,199      |
| 当期変動額合計             | －      | 371,209                     | 371,209      | －       | 372,049        | 6,199                  | 6,199          | 378,248    |
| 当 期 末 残 高           | 14,012 | 11,806,680                  | 11,820,693   | △95,980 | 12,788,583     | 6,199                  | 6,199          | 12,794,782 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年8月14日

Zenken株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 績  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大角 博章  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Zenken株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Zenken株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年8月14日

Zenken株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 績  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大角 博章  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Zenken株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月14日

|            |         |   |
|------------|---------|---|
| Zenken株式会社 | 監査役会    |   |
| 常勤監査役      | 上原 浩一   | ㊟ |
| 社外監査役      | 高橋 卓    | ㊟ |
| 社外監査役      | 勝 連 孝 司 | ㊟ |

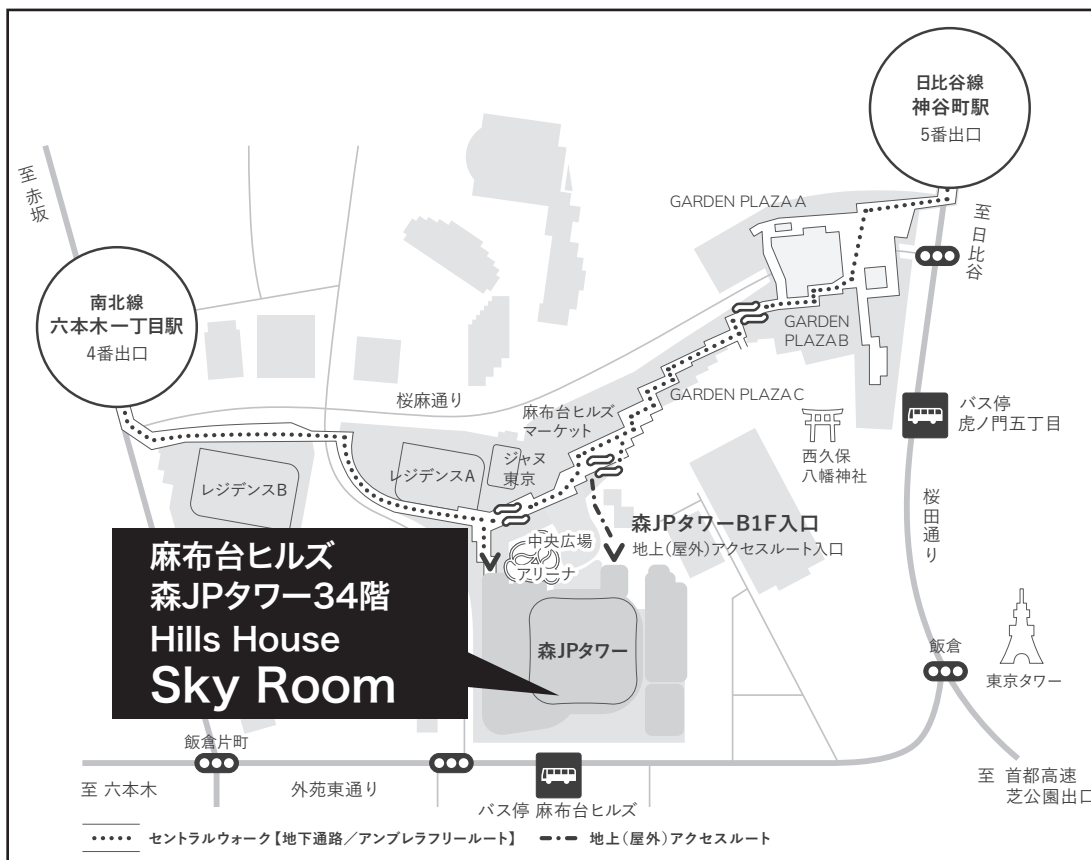
以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区麻布台一丁目3番1号

麻布台ヒルズ 森JPタワー34階  
Hills House Sky Room



### 交通のご案内

日比谷線「神谷町駅」 5番出口（地下通路直結）徒歩約6分

南北線「六本木一丁目駅」4番出口（地下通路直結）徒歩約7分

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。